

土壤汚染情報公開台帳

整理番号	105-0183	調製年月日・契機	令和6年 6月28日 ・ 第116条第1項第1号				
所在地	文京区関口1-42-15	(地番)	文京区関口一丁目42番5号			(住居)	
訂正年月日・契機	令和6年 7月 5日 ・ 第116条の3第1項						
	令和7年 3月31日 ・ 第116条の3第3項						
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	飯田モータース(令和6年 5月14日廃止)		面積	0㎡	(汚染地)	174.91㎡	(調査)
汚染状況調査について特筆すべき事項							
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合はその内容							
当該土地に第122条第1項第2号の土壤がある場合はその旨 (汚染の原因が水面埋め立て材に由来する場合はその旨)							
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨							
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨							
当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨							
備考							
土壤の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和6年 6月28日	鉛及びその化合物		含有量基準		株式会社トラバース	
	令和6年 7月 5日	鉛及びその化合物		含有量基準		株式会社トラバース	
地下水の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
地下水の汚染状況 (敷地境界)							
土地の措置又は 改変状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の措置又は改変の種類		実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	令和6年 7月 5日 (令和6年12月 1日)	令和7年 1月31日	土壤汚染の除去(掘削除去)		株式会社ジーイー テクノス	有	浄化等処理施設
	令和7年 3月31日 (令和6年12月 1日)	令和7年 1月31日	土壤汚染の除去(掘削除去)		株式会社ジーイー テクノス	有	浄化等処理施設